

# 京田辺市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年8月5日(木) 午後3時から午後4時

2 開催場所 305会議室

3 出席委員(23人)

会長	5番	喜多義治
会長職務代理者	9番	澤田康夫
	1番	石坂 清
	2番	上村孝男
	3番	奥西和子
	4番	川端美恵
	6番	北尾清晴
	7番	小泉辰夫
	8番	香村侃彦
	10番	下村茂樹
	11番	正田文敏
	12番	田中和雄
	13番	徳田和彦
	14番	中川利一
	15番	藤田俊郎
	16番	堀江幸和
	18番	水山裕司
	19番	森 岳人
	20番	森田三彦
	21番	守本和廣
	22番	山崎安喜男
	24番	山本邦彦
	25番	米田五司

4 欠席委員(2人)

17番	前川義一
23番	山下明子

5 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告第1号 農地法第18条の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 専決処分による報告(農地法第5条の規定による届出について)

報告第4号 農地法第43条第1項の規定による届出(農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出について)

報告第5号 農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可について

- 第4号議案 2アール未満の農業用施設の届出について
- 第5号議案 農地の形状変更の届出について
- 第6号議案 農用地利用集積計画の決定について（別紙）

(3) その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 古川 義男  
 事務局長補佐 岩本 真吾  
 主任 寒川 悠也

7 その他の出席者

京田辺市経済環境部農政課農業振興係長 澤野 立明

8 会議の概要

古川事務局長	(農業委員会事務局長 挨拶)
喜多会長	(農業委員会会長 挨拶)
喜多会長	<p>ただいまの出席委員は23名でございます。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会8月総会を開会いたします。</p> <p>京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
喜多会長	上村委員、山崎委員、お願いします。
古川事務局長	<p>本日の審議の前に、事務局から報告します。</p> <p>7月総会におきまして、第3号議案、農地利用集積計画については会長預かりとなりました。当該案件につきましては、農地中間管理機構を通し農地を取得されるもので、本日の報告第4号、農地法第43条第1項の規定による届出、農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出について、の用地の一部となる農地でございます。</p> <p>7月13日に会長、会長職務代理者、それから対象農地の地元委員で集まり、計画内容を再度審議いただいた上で、計画を了承し、意見なしとして京田辺市長に意見決定を報告いたしました。</p> <p>今後は農地中間管理機構を通した農地の貸し借り、売買情報は地元の農業委員会の委員に提供した上で利用集積計画の議案が上程されるよう、本市の農政課と確認を取ったところでございます。</p> <p>以上、ご報告申し上げます。</p>
喜多会長	先月の会長預かりの案件ですが、農地中間管理機構は、借受けした農地を、貸人と借人だけの話で農業委員会は関与しないということではなく

	<p>て、そういう案件を農業委員会が知ることによって、地元の委員が地元の調整をするという形を今後もしていくということで、農政課が農業委員会に対してそういう情報を提供するというので、今後は農業委員会もそこへ関与するという形を取っていきたいと思いますので、お願いします。</p>
喜多会長	<p>議事へ入らせていただきます。 報告第1号、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第18条の規定による通知について説明します。  (番号1について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)</p>
喜多会長	<p>報告第1号、地元委員の説明をお願いします。</p>
委員	<p>(番号1について、地元委員から説明)</p>
喜多会長	<p>報告第1号について何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。  (なし)</p>
喜多会長	<p>報告第1号、農地法第18条の規定による通知について、受理決定をさせていただきます。</p>
喜多会長	<p>続いて、報告第2号について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について説明します。  (番号1について、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)  (番号2について、地域は飯岡、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p>
喜多会長	<p>報告第2号、地元委員のご説明をひとつお願いします。</p>
委員	<p>(番号1について、地元委員から説明)</p>
委員	<p>(番号2について、地元委員から説明)</p>
喜多会長	<p>報告第2号について何かご質問、ご意見はございませんか。よろしい</p>

喜多会長	<p>ですか。</p> <p>(なし)</p> <p>報告第2号について受理決定をさせていただきます。</p>
<p>喜多会長</p> <p>事務局</p> <p>喜多会長</p> <p>委員</p> <p>喜多会長</p> <p>喜多会長</p>	<p>報告第3号について事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第3号、専決処分による報告、農地法第5条の規定による届出について。</p> <p>(番号1について説明、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。場所について説明。受理通知年月日は令和3年7月14日。)</p> <p>報告第3号について、地元委員のご説明をお願いします。</p> <p>(番号1について、地元委員から説明)</p> <p>報告第3号について何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>報告第3号、受理決定をさせていただきます。</p>
<p>喜多会長</p> <p>事務局</p> <p>喜多会長</p> <p>委員</p>	<p>報告第4号について事務局より説明をお願いします。</p> <p>報告第4号、農地法第43条第1項の規定による届出、農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出について。</p> <p>(番号1について、農地法第43条第1項の規定による届出につきましては、平成30年施行の農地法改正に伴い、それまで底面をコンクリートで覆う施設につきましては転用となっていた農業用施設を農業用倉庫と同等の扱いとし、農地のまま届け出て設置できるように改正されたものでございます。地域は草内、地目は台帳が田、現況が畑、筆数、面積、届出人について説明。届出内容は施設園芸ハウス。場所について説明。一部の農地については、第1号議案、番号8で所有権移転の申請が提出されており、その受理決定をもちまして本件の受理書発行の事務を進めたく考えます。)</p> <p>報告第4号、地元委員のご説明をお願いします。</p> <p>(番号1について、地元委員から説明)</p>

喜多会長	<p>報告第4号について何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>報告第4号について受理決定をさせていただきます。</p>
喜多会長	<p>報告の第5号について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第5号、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて説明します。</p> <p>(番号1について、地域は大住、譲受け後の利用計画の変更があり、取下げの願出。願出人、譲受人について説明。取下げの願出日は令和3年の8月4日。第1号議案の番号1と関連あり。)</p> <p>説明は以上でございます。</p>
喜多会長	<p>地元委員からの説明をお願いします。</p>
委員	<p>(番号1について、地元委員から説明)</p>
喜多会長	<p>この報告第5号について何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>この報告第5号について、取下げということで受理決定をさせていただきます。</p>
喜多会長	<p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について説明します。</p> <p>(番号1について。報告第5号で、取下げを受理していただきましたので、説明は省略します。)</p> <p>(番号2について、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人が高齢で管理できないため、譲受人が農業経営を継承するため。)</p> <p>(番号3について、地域は天王、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人が耕作できないため、</p>

	<p>譲受人が耕作面積を拡大するため。)</p> <p>(番号4について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人が高齢で管理できないため、譲受人が農業経営の拡大のため。)</p> <p>(番号5について、地域は田辺、地目は台帳が田、現況が畑、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人が高齢のため贈与、譲受人は贈与を受けるといったもの。)</p> <p>(番号6について、地域は田辺、地目は台帳が田、現況が畑、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人が高齢のため贈与、譲受人が贈与を受けるといったもの。)</p> <p>(番号7について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人が農業経営を縮小、譲受人が農業経営を拡大する。)</p> <p>(番号8について、地域は草内、地目は台帳が田、現況が畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人が高齢で管理できないため、譲受人が隣接所有地と一体利用し農業経営の拡大を図るため。)</p>
喜多会長	第1号議案、番号2より地元委員のご説明をお願いします。
委員	(番号2、番号5、番号6について、地元委員から説明)
喜多会長	本日は1班の委員に現地確認をしていただきました。班長の委員より調査結果の報告をお願いいたします。
委員	天王、大住、草内について、周囲も含め現地調査いたしました。支障はないと認められます。
喜多会長	もう一度。第1号議案の3番から、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号3について、地元委員から説明)
喜多会長	(番号4について、地元委員から説明)
	(番号7について、地元委員から説明)
	(番号8について、地元委員から説明)
喜多会長	第1号議案について何かご質問、ご意見は。
委員	今の番号8番、草内の塔ノ上というところなんですね。先ほどの報告第4号と関連しますね。どのような関係なのか。

事務局	<p>現在、43条は届出という形で、受理した当日に効力が発生するという案件なのですが、その受理をするためには土地を全部使える状態にしておかなければなりません、番号8番の塔ノ上だけがまだ権利を、取得する予定ではあるのですが完了していませんので、今回、総会に合わせて受理を待ってもらっている状態にしています。今回、受理決定された場合は、それをもって全ての土地が農業経営をできるような状態になりますので、それをもって今回の43条の受理決定の手続を完了させるという手続にしています。</p>
委員	<p>この43条の土地、全部について、みんな申請者が持っているのか。</p>
事務局	<p>ほぼすべて利用権、耕作者としての権限を持っています。</p>
喜多会長	<p>ほかにご質問とかご意見はないですか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議等はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>異議等がないようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。</p>
喜多会長	<p>第2号議案、農地法第4条の規定による許可について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第2号議案、農地法第4条の規定による許可について。</p> <p>(番号1について、地域は大住、地目は台帳が畑、面積、申請人について説明。転用目的は農業用倉庫と農耕車の駐車スペース。場所について説明。土砂の流出防止対策、雨水放流対策について説明。污水、生活雑排水は発生無し。綴喜西部土地改良区は手続済み。)</p>
喜多会長	<p>第2号議案について、地元委員の説明をお願いします。</p>
委員	<p>(番号1について、地元委員から説明)</p>
喜多会長	<p>第2号議案について何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議等はございませんか。</p>

	(異議なし)
喜多会長	異議等はないようですので、第2号議案、農地法第4条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。
喜多会長	第3号議案、農地法第5条の規定による許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	第3号議案、農地法第5条の規定による許可について。  (番号1について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積について説明、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は露点駐車場。場所について説明。土砂の流出防止対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生無し。綴喜西部土地改良区は手続済み。)
喜多会長	第3号議案について、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	第3号議案について何かご質問、ご意見はございませんか。
	(なし)
喜多会長	ご異議等はありませんか。よろしいでしょうか。
	(異議なし)
喜多会長	異議等はないようですので、第3号議案、農地法第5条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。
喜多会長	第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について事務局より説明をお願いします。
事務局	第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について説明します。  (番号1について、地域は大住、地目は台帳が田、面積、届出人について説明。届出内容は農業用倉庫。)  (番号2について、地域は天王、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、届出人について説明。届出内容は駐車場、休憩施設等の設置。)
喜多会長	第4号議案、地元委員のご説明をお願いします。



委員	(番号1について、地元委員から説明)
委員	(番号2について、地元委員から説明)
喜多会長	第4号議案について何かご質問、ご意見はございませんか。  (なし)
喜多会長	ご異議等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。  (異議なし)
喜多会長	異議等はないようですので、第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について受理決定をさせていただきます。
喜多会長	第5号議案、農地の形状変更の届出について事務局より説明をお願いします。
事務局	第5号議案、農地の形状変更の届出について説明します。  (番号1について、地域は天王、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、届出人について説明。届出内容は盛土を行い農業の効率化を図るため。)  (番号2について、地域は天王、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、届出人について説明。届出内容は盛土を行い農業の効率化を図るため。番号1番と隣接し、あわせて効率化を図るため。)
喜多会長	第5号議案、地元委員のご説明をお願いします。
委員	(番号1、2について、地元委員から説明)
喜多会長	第5号議案について何かご質問、ご意見はございませんか。  (なし)
喜多会長	ご異議等はございませんでしょうか。よろしいですか。  (異議なし)
喜多会長	異議等はないようですので、第5号議案、農地の形状変更の届出について受理決定をさせていただきます。
喜多会長	第6号議案、農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお

	<p>願います。</p>
農政課	<p>こちらの農用地利用集積計画書について説明します。</p> <p>(農地利利用集積計画について説明)</p>
喜多会長	<p>第6号議案の審議に入ります前に、先般、農地・農政委員会がありました、そこで新規就農者の審査を行いました。澤田代理より報告をお願いします。</p>
澤田職務代理	<p>令和3年7月20日火曜日の午後2時からの、新規就農者に係る農地・農政委員会の開催結果を説明します。</p> <p>(新規就農者に係る農地・農政委員会について説明)</p>
喜多会長	<p>地元委員からの説明をお願いします。</p>
委員	<p>今回の説明のとおりです。それをお願いします。</p>
喜多会長	<p>何かご質問とかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議等もございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>異議等がないようですので、第6号議案の農用地利用集積計画決定についてという中の項目の集積計画について受理決定をさせていただきます。</p>
喜多会長	<p>本日の審議案件は以上です。 ほかに何かご質問、ご意見ございませんか。大丈夫ですか。 では、議事については以上で終わらせていただきます。 事務局にお返しします。</p>
古川事務局長	<p>慎重なご審議ありがとうございました。 最後に、閉会に当たりまして、澤田職務代理者からご挨拶です。</p>
澤田職務代理	<p>(澤田職務代理者 挨拶)</p> <p>(閉会)</p>